【記載例】

り 災 証 明 申 請 書

▲▲年　▲月　▲▲日

舟橋村長　様

申請者　住所　舟橋村●●●●●●番地●

氏名　舟橋　太郎

電話番号　090-***-****

り災家屋との関係　☑居住者（世帯主・世帯主以外）
□所有者（居住者以外）
□代理人（委任状が必要です。）

下記のとおりり災証明書の交付を申請します。

☑世帯主氏名 □所有者氏名 ※1	☑申請者欄と同じ
☑世帯主住所 □所有者住所	☑申請者欄と同じ

り災原因	▲▲年　▲▲月　▲▲日の ☑地震　□台風　□集中豪雨　□その他（　　）による

り災家屋の所在地	☑申請者欄と同じ
り災家屋の区分	☑住家※2 （所有者氏名：※1と同じ　　）

※2　住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

添付書類	☑被害状況写真 （すでに修理又は解体済の場合や自己判定方式の場合は必須） ☑見積書や領収書の写し （すでに修理又は解体済の場合は必須） □その他（　　）
判定方法	□現地確認方式 （調査員が伺い、判定を行います。申請書に写真の添付は必要ありませんが、修理又は解体する前に写真を撮っておいてください。） ☑自己判定方式 （一部損壊 10%未満に同意かつ被害状況写真が必要です。）

り災証明書について
１　り災証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
２「被害の程度」は、家屋を対象としています。
　※家財道具や家屋に付随する門柱、門扉などの外構は、この証明の対象となりません。
３「被害の程度」は、内閣府の定める被害認定基準に基づき、屋根、壁、構造体等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定するものです。
４　被害の程度について相当な理由をもって修正を求める場合は、この証明書の交付を受けた日の翌日から起算して３月以内に村長に対して再調査の申請をすることができます。
５　原則として１世帯に１枚の発行となりますので大切に保管してください。

注意事項
１　自己判定方式（写真判定）の場合は、一部壁面の軽微な亀裂や屋根の一部損傷等、住家の損害割合が 10%未満になることが見込まれる場合に、申請者の同意に基づき写真のみで判定をいたします。罹災箇所、建物全景等の写真をご提出ください。
２　可能な限り、被災状況写真や修繕見積書、請求書、領収書等を添付してください。
３　可能な限り、申請時に身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証等）をご持参ください。
４　申請いただいた内容については、適切な管理のもとり災状況の調査や被災者支援にかかわる事務に限り、舟橋村の関係各課において使用いたします。
※居住者及び所有者以外の方が申請者の場合は以下の「委任状」に記入してください。

委　任　状

年　　月　　日

代理人の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代理人の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記の者を代理人と定め、り災証明書の交付申請及び受領に関する権限を委任します。

委任者（り災家屋居住者若しくは所有者）
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※村事務処理欄

受付日/№	年　　月　　日/№
本人確認資料	運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・（　　）
添付書類	委任状・写真・見積書・領収書・家屋位置図・その他（　　）
調査方法	現地調査方式・自己判定方式
調査日時	年　月　日　午前・午後　：　申請者立会：有・無
調査結果	□全壊（50%以上）　□大規模半壊（40%以上 50%未満）　□中規模半壊（30%以上 40%未満） □半壊（20%以上 30%未満）□準半壊（10%以上 20%未満）□一部損壊（10%未満）